

平成25年

第2回志賀町議会定例会

会 議 録

志賀町議会

平成25年第2回志賀町議会定例会会議録

平成25年6月4日、第2回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員 16名)

- | | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 福 | 田 | 晃 | 悦 |
| 2番 | 稲 | 岡 | 健 | 太 |
| 3番 | 南 | | 正 | 紀 |
| 4番 | 寺 | 井 | | 強 |
| 5番 | 堂 | 下 | 健 | 一 |
| 6番 | 南 | | 政 | 夫 |
| 7番 | 下 | 池 | 外 | 巳 |
| 8番 | 須 | 磨 | 隆 | 正 |
| 9番 | 越 | 後 | 敏 | 明 |
| 10番 | 田 | 中 | 正 | 文 |
| 11番 | 富 | 澤 | 軒 | 康 |
| 12番 | 櫻 | 井 | 俊 | 一 |
| 13番 | 林 | | 一 | 夫 |
| 14番 | 戸 | 坂 | 忠 | 寸 |
| 15番 | 久 | 木 | 拓 | 栄 |
| 16番 | 山 | 本 | 辰 | 榮 |

(欠席議員)

なし

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝
副	町	長	庄	田
教	育	長	穴	田
教	育	次	長	間
総	務	課	長	寺
富	来	支	所	長
企	画	財	政	課

情報推進課長	浜 村 大
税 務 課 長	土 田 善 博
住 民 課 長	山 科 等
健康福祉課長	藤 沢 憲 雄
環境安全課長	増 田 廣 樹
商工観光課長	裏 秀 和
農林水産課長	松 田 正 剛
まち整備課長	細 川 一 元
富来病院事務長	山 本 政 人
会計管理者(会計課長)	谷 場 可 一
学校教育課長	寺 澤 俊 彦
生涯学習課長	板 尾 正 幸

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	安 田 朗
議会事務局次長	村 井 直

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 町長提出 報告第3号ないし第14号、議案第58号ないし第62号
並びに諮問第4号及び第5号(提案理由説明)
- 日 程 第 5 町長提出 議案第61号(質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日 程 第 6 町長提出 議案第62号(質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日 程 第 7 町長提出 諮問第4号及び第5号(即決)
- 日 程 第 8 常任委員の選任
- 日 程 第 9 議会運営委員の選任

(開 会 ・ 開 議)

櫻井 俊一議長 ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、

ただ今から平成25年第2回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

櫻井 俊一議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に

8番 須磨 隆正 君、

9番 越後 敏明 君を指名します。

日程第2 会期の決定

櫻井 俊一議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの15日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月18日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

櫻井 俊一議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4 町長提出 報告第3号ないし第14号、議案第58号ないし第62号並びに諮問第4号及び第5号（提案理由説明）

櫻井 俊一議長 次に、本日町長から提出のありました報告第3号ないし第14号、議案第58号ないし第62号、並びに諮問第4号及び第5号を、一括して議

題といたします。以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

小泉 勝町長 はい、議長。

平成25年第2回志賀町議会定例会の開会にあたり、町政の近況と本議会に提案しました案件の概要等について、ご説明をいたします。

今年は、平年よりも梅雨入りが早いようですが、昨今は、地球規模での異常気象が増えていることから、悪天候による自然災害等、被害が出ないことを切に願っているところであります。

皆様ご承知のとおり、5月初めには、郷土が生んだ元プロ野球選手の松井秀喜氏が、国民栄誉賞を受賞しました。選手としての実力、実績は言うまでもありませんが、松井氏の真摯な態度、謙虚な姿勢は見る人々の感動を呼び、この賞を一層輝かしいものにしていきます。同じ石川県人として誇りに感じると同時に、心から祝福を申し上げたいと思います。

また、去る5月23日には、冒険家の三浦雄一郎氏が、80歳にして世界最高峰のエベレスト登頂に成功しました。夢を持ち続け、あきらめずに実行する強い信念や、いくつもの困難を乗り越えての目標達成は、我々に多くのことを教えてくれました。松井氏と三浦氏のお二人の偉業に、改めて敬意を表するものであります。

さて、町政の近況ですが、平成23年6月に「能登の里山里海」が世界農業遺産に認定されてから、まもなく2年を迎えます。ご承知のとおり、先週、七尾市において「世界農業遺産国際会議」が開催され、国際機関の幹部や各国政府高官等、21ヶ国から約600人が来県し、活発な情報交換が行われました。

今回の催しは、農業の枠にとどまらず、他の産業へ広がっていく石川独自の取り組みを国内外に広く発信したもので、志賀町としても積極的にPRを図ったところであります。本町には、世界農業遺産の認定でも評価された、素晴らしい自然景観や農林水産物、伝統文化等が数多く残されており、それらを十分に活用し、町独自の振興策を展開していかなければならないと考えております。

先般、矢駄の西村秀正さん方で、宮中新嘗祭 献穀田 御田植式が行わ

れましたが、これも、世界農業遺産の認定にふさわしい、他に誇れる伝統と土壌があるのではないかと思います。本町では、富来地域で8年前に行われておりますが、今回、志賀地域では27年ぶりに行われた名誉あるものであります。今後は、水田の管理に細心の配慮をいただき、無事大任を果たされるよう念願しております。

更には、のと里山海道が本年3月31日から無料化されました。石川県の交通量調査では、今年のゴールデンウィーク期間中の上棚・矢駄インターチェンジの交通量が、対前年比で約1.4倍となり、町を代表する観光地「巖門」等でも、多くの観光客で賑わいを見せました。また、今般の無料化は、町にとって、これまで難しかった金沢方面や奥能登からの通勤圏の拡大にもつながり、能登中核工業団地等の企業では、広く県内各地から人材を求めることが可能となるものであります。

町としては、こうしたメリットを最大限に生かすためにも、今後も企業誘致活動を進め、雇用の場の創出を図るとともに、交流人口や定住人口の拡大につなげる、各種事業を積極的に展開していく所存であります。

次に、教育環境の整備についてであります。

富来中学校整備事業については、順調に進んでおり、夏休み期間中に引越しを行い、2学期からは新校舎で授業を開始する予定としております。新たな校舎の整備によって教育環境が整い、次代を担う生徒達が、伸び伸びと成長することを願っております。なお、これに関連して、今定例会には、設置条例の改正及び備品取得に関する議案を提出しておりますので、よろしく願いをいたします。

また、志賀地域での統合小学校については、昨年度末に、基本・実施設計の委託業者が決定し、志賀町統合小学校建設検討委員会で議論を重ねながら、設計業務を進めているところであります。今後は、制服やスクールバス等、17部門での準備部会を設け、検討課題を整理しながら、慎重に諸準備を進めていく予定であります。

次に、石川県海岸漂着物 地域対策推進事業についてであります。

本事業は、地域環境保全対策費補助金により、地域の環境問題の解決を支援するものであります。本事業では、町内の海岸における良好な景

観及び環境保全を図るため、岩場を中心とした海岸漂着物の回収や処理に取り組みたいと考えております。今定例会でも、事業費の補正予算を提出させていただきましたが、本年度は、6,664万2千円の事業費により、7月と9月に漂着物の回収を実施する予定であります。

次に、志賀原子力発電所の状況についてであります。

福島第一原子力発電所の事故を受け、北陸電力では、これまで緊急時の「電源確保」及び「冷却機能の確保」、「発電所敷地内への浸水防止」等の安全強化策に取り組んでいますが、3月までに防災資機材倉庫の設置や構内主要道路の補強等が完了し、現在、緊急時対策棟の空調設備の多重化や、全ての送電線を1・2号機に接続する工事等が進められているところであります。

また、原子力規制委員会で検討されている新規制基準に対応するため、5月16日には、格納容器フィルター付ベント装置の設置にかかる設備の一部変更について、国に工事計画認可申請を行っており、引き続き、高い安全性の確保に努めていくとしております。

敷地内にあるS-1破砕帯については、4月中旬までに岩盤調査坑を30メートル掘り終え、各種の調査・分析が行われているところであります。今後、北陸電力からの調査報告の後、原子力規制委員会が現地調査等を踏まえて審査することになっておりますが、規制委員会には、科学的・技術的な見地から十分議論し、結論を出すとともに、国として住民に分かりやすい説明をしてもらいたいと考えております。

次に、地域防災計画の見直しについてであります。

東日本大震災以降、災害発生時の初動体制や避難方法等について、より実効性の高い地域防災計画の策定が求められています。本町においても、石川県地域防災計画の修正に伴い、昨年から地域防災計画の見直しを行ってまいりました。

去る3月21日及び4月30日には、志賀町防災会議を開催し、一般災害・地震災害・津波災害対策編及び原子力災害対策編の見直しについて、ご審議をいただきました。一般災害等では、「東日本大震災を踏まえた防災対策の見直し」、「地域防災力の向上」、「津波対策の充実」を見直しのポ

イントに掲げ、関係項目を修正しております。

また、原子力災害対策編では、今まで、半径10キロメートルの範囲であった原子力災害対策重点区域を、おおむね5キロメートルの予防的防護措置を準備する区域と、おおむね30キロメートルの緊急時防護措置を準備する区域に変更したほか、平時からの備え、通信連絡体制の整備・強化、住民避難等への対応について改訂しております。

なお、住民避難等については、おおむね5キロメートル圏内の住民に対するヨウ素剤の事前配布や、緊急避難先及び避難手段の確保、学校施設における避難誘導等を明記しておりますが、今後、避難計画の策定にあたり、具体的な内容を定めることとしております。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件についてですが、平成24年度各会計の補正予算及び条例の一部改正に係る専決処分報告が12件、平成25年度一般会計及び志賀町立富来病院事業会計の補正予算、条例の一部改正及び財産の取得にかかる議案が5件、人権擁護委員の推薦についての諮問が2件、合計19件であります。

以下、その大要につきまして、順を追ってご説明を申し上げます。

まず、報告第3号から報告第12号までは、平成24年度の各会計における事業費の確定及び精算等に伴う補正予算であり、いずれも本年3月29日をもって専決処分をしましたので、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

報告第3号、平成24年度志賀町一般会計補正予算（第6号）は、事業の確定及び精算により、歳入では、法人町民税等の増収見込みによる町税や、特別交付金税及び地方譲与税をはじめとする各種交付金の増額が主なもので、歳出では、各事業費の減額のほか、減債基金、財政調整基金の積み立てを主とした所要額を補正したものであります。この結果、歳入歳出予算にそれぞれ2億3,296万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ139億1,906万円としたものであります。

報告第4号、平成24年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、歳入では、退職被保険者の増加に伴う国保税や、国県支出金等を増額する一方、共同事業交付金及び基金繰入金の減額等を

行ったもので、歳出では、医療費及び事業費の確定に伴う減額等により、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,285万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億9,944万4千円としたものであります。

報告第5号、平成24年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)については、後期高齢者医療保険料の確定及び後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,511万8千円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億1,816万円としたものであります。

報告第6号、平成24年度志賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)については、歳入の確定及び農業集落排水事業費の精算により、歳入歳出予算の総額からそれぞれ311万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,681万6千円としたものであります。

報告第7号、平成24年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)については、歳入の確定及び公共下水道事業費の精算により、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,898万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億2,677万3千円としたものであります。

報告第8号、平成24年度志賀町地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算(第2号)については、歳入の確定及び地域し尿処理施設整備事業費の精算により、歳入歳出予算の総額からそれぞれ436万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,609万2千円としたものであります。

報告第9号、平成24年度志賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、歳入の確定及び簡易水道事業費の精算により、歳入歳出予算の総額からそれぞれ61万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,663万6千円としたものであります。

報告第10号、平成24年度志賀町介護保険特別会計補正予算(第4号)については、歳入では、保険料の増額、並びに調整交付金等の収入見込み額の確定に伴う減額等を行い、歳出では、保険給付費及び地域支援事業費等の額の確定、並びに基金積立金の増額等を行ったもので、歳

入歳出予算の総額にそれぞれ277万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億5,699万円としたものであります。

報告第11号、平成24年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入では、医療給付費等収入額の増額等を行い、歳出では、事業費等の減額及び基金積立金の増額を行ったもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ569万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,562万4千円としたものであります。

報告第12号、平成24年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）については、事業費の確定に伴い、歳入では、設備使用料等の増額等を行い、歳出では消費税額の増額等を行ったもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ74万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,505万6千円としたものであります。

次に、報告第13号及び報告第14号については、条例の一部改正であり、いずれも本年3月30日付けで専決処分しましたので、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

報告第13号、志賀町税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、本町税条例における延滞金等の利率の見直し、住宅ローン控除の延長・拡充等の所要の改正を行ったものであります。

報告第14号、志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険税の一部の軽減措置として、従前からの制度である特定世帯として5年間の期間終了後、引き続き3年間を特定継続世帯として、均等割の4分の1が軽減措置されることに伴い、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第58号、平成25年度志賀町一般会計補正予算（第1号）については、国の緊急経済対策により追加採択を受けた事業や、早期に予算措置を要する経費を計上するもので、地籍調査事業において、防災指定地域への追加配分による事業費1,325万5千円の追加や、国の補正に伴う県基金の積み増しによる追加事業として、起業支援型地域雇用創造事業675万5千円、海岸漂着物 地域対策推進事業費のほか

猪ノ谷地区溜池改修計画概要作成事業費等の計上を主とした所要額を補正するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,862万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ128億2,862万6千円とするものであります。

議案第59号、平成25年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第1号）については、看護師等修学資金貸付金の返還金が発生したことに伴い、資本的収支に当該項目を追加するもので、これにより、資本的収支の収入に240万円追加し、収入予定額を1億2,962万6千円とするものであります。

議案第60号、志賀町立学校設置条例の一部を改正する条例については、里本江地内にある志賀町立富来中学校について、本年9月1日から、富来領家町地内に移転するにあたり、学校の所在位置の改正を行うものであります。

次に、議案第61号及び議案第62号については、財産の取得についてであります。いずれの議案も、地方自治法第69条第1項第8号及び志賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第61号、財産の取得については、「定住促進事業用地」として財産を取得するもので、47,646.76平方メートルの土地及び事務、物置等全52棟、延床面積15,871平方メートルの建物を、有限会社高浜牧場 代表取締役 下池 新悟 外5名から、2億1,384万9,300円で取得するものであります。

議案第62号、財産の取得については、志賀中学校及び富来中学校のパソコン教室用備品の耐用年数経過に伴う機器の更新を行うもので、株式会社石川コンピュータ 代表取締役社長 多田 和雄から1,522万5千円で機器を取得するものであります。

次に、諮問第4号及び諮問第5号は、いずれも人権擁護委員の推薦についてであります。諮問第4号は、本年9月30日をもって人権擁護委員の任期が満了する日下田の三沖 博氏に代わり、福浦の直宮 和江氏を新たに推薦するもので、諮問第5号は、同じく本年9月30日を

もって任期満了となる西海風無の大野 堯 氏を再推薦するものであり、いずれも議会の意見を求めるものであります。

以上、本定例会提出案件19件についての概要説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

申し訳ありません、訂正があります。

議案第61号、11ページですけれど、「地方自治法69条」と言ったのですが、「96条」の間違いであります。それともう一つが、議案第62号で、「石川コンピュータ・センター」の間違いでありましたので、よろしく願いをいたします。

櫻井 俊一議長 説明を終わります。

日程第5 町長提出 議案第61号（質疑、委員会付託、討論、採決）

櫻井 俊一議長 ただ今、町長から提出されました議案のうち、議案第61号「財産の取得について（定住促進事業用地）」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、下池外巳造 君の退場を求めます。
（午前10時24分、下池外巳造議員退場）

（ 質 疑 ）

櫻井 俊一議長 これより、本案に対する質疑を許します。

（戸坂議員 挙手）

櫻井 俊一議長 戸坂 議員。

戸坂 忠寸計議員 議案第61号財産取得の採決前の質疑をさせていただきたいと思えます。

この議案61号は、行政財産ということで、その理由は、ごめんなさい。この定住促進事業という理由ということで、いま説明があったわけであり

それでは、行政財産を取得するときには、きちんとした理由がなければ

ならないわけであります。本来ならば理由があつて行政財産を取得するのが本来の行政のやり方だと認識しているところでございます。

本来のやり方と言うのは、目的と言うのは、基本計画というものを作成し、その基本計画をもとに地権者や地権者の隣接の方に説明し、理解を求めて同意をするのがやり方ではなかろうかと思っておりますけれども、先ほど全協におきまして、「基本計画がまだ出来ていない。」という説明をいただきました。

本日、この議案第61号の採決にあたりまして、町側は地権者に対してどのような資料で説明し、そして隣接する地権者に対しての説明と、その隣接地権者の同意すべてをいただいているのかをお聞かせ願いたいと思います。

櫻井 俊一議長 小泉町長。

久木 拓栄議員 採決の賛成反対だけで、こんな質問なんて聞いたことがないがなんい。
答えんならんかい。

櫻井 俊一議長 質疑は要ります。

久木 拓栄議員 要るがか。

櫻井 俊一議長 小泉町長。

細川 一元まち整備課長 はい議長。

櫻井 俊一議長 はい、細川課長。

細川 一元まち整備課長 戸坂議員さんの質問でありますけれども、2点、まず基本計画を策定してあるかという点と、そして隣接の地権者の同意書をもらっているかという点かと思っております。

まず、基本計画でありますけれども、いま策定中であります。そして、概略の、先ほど説明しました概略の造成図面が出来ております。それで、少しでも早くですね、議員皆様にこの計画を、少しでもわかるかと思ひまして概略の図面を提示したわけであります。

それと、隣接の地権者の同意でありますけれども、地権者の方には全員まず同意をもらって仮契約を済ませております。そして、隣接の方からは、土地を取得するには必要がないものと思っております。

以上であります。

戸坂 忠寸計議員 議長。

櫻井 俊一議長 12番 戸坂 忠寸計 君。

戸坂 忠寸計議員 今回の、まち整備課課長より答弁いただきましたけれども、隣接している方の同意はいただいているということでもありますけれども、基本計画ちゅうものは概略の図面で説明したということが、本来の行政のやり方ではないんじゃないかと思っておりますので、まあ、今この場でこの議論をずっと続けても結論は出ないような状況でありますので質疑はここでやめますけれども、まあ、議長すぐ採決の方をよろしくお願いします。

櫻井 俊一議長 他にありませんか。

(発言なし)

櫻井 俊一議長 質疑を終結します。

(委 員 会 付 託 省 略)

櫻井 俊一議長 本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

櫻井 俊一議長 これより、本案に対する討論に入ります。

原案に反対の者の発言を許します。

(発言者なし)

次に、原案に賛成の者の発言を許します。

須磨 隆正議員 はい、議長。

櫻井 俊一議長 はい、8番 須磨 隆正 君。

須磨 隆正議員 定住促進事業用地としての財産の取得について賛成の立場から討論を行います。

今回取得しようとする土地は、高浜市街地の一部ともいえる良好な場所

に位置しており、しかも現在、設計作業が進められている志賀地域の統合小学校にも隣接するなど、まさに優良な住宅地として若者の定住促進が大いに期待できるものであります。

近隣にはアパートが数多くあって、若者が多数入居しておりますが、将来的には市街地に我が家を持ちたいと考えている入居者の方々もたくさんいるものと思います。こうした方々に教育施設に最も近い市街地で定住地を提供するとは、非常に意義のあるものだと考えます。多額な費用がかかる等の意見もありますが、宅地分譲による収入が見込めることや、そこに家が建ち人が住めば別の収入も見込めます。さらに消費などの相乗効果も期待できます。決して無駄な投資した金額ではないと思います。

また今回の土地の取得は、若者の定住人口の拡大にとどまらず、高浜地内における牧場特有の臭いを解消する意味から大いに歓迎するものであります。これから周辺に移住する住民の方々からは、夏場などの暑い時期にも関わらず窓を開けられない、洗濯物を外に干せない、飲食業の営業に影響があるなどの苦情をよくお聞きしました。これが解消されれば、近隣住民はもちろん、学校へ通う児童生徒のほか飲食店などの商業者にとっても大きな朗報となるものであります。

住民が住みやすく良好な環境を維持していくことは行政に課せられた使命であります。将来の町づくりを見据え、地域の活性化を図るためには、この財産の取得は必要不可欠なものであると考えます。本議案への賛同をぜひお願いするものであります。

今回、自ら事業を廃止するという英断を下された事業の方々に対し、心から敬意を表し賛成の討論を終わらせていただきます。

櫻井 俊一議長 他にありませんか。

(発言なし)

櫻井 俊一議長 討論を終結します。

(採 決)

櫻井 俊一議長 これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10名)

櫻井 俊一議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

下池外巳造 君の入場を求めます。

(午前10時35分、下池外巳造議員入場)

日程第6 町長提出 議案第62号(質疑、委員会付託、討論、採決)

櫻井 俊一議長 次に、町長から提出されました議案のうち、議案第62号「財産の取得について(志賀町立中学校パソコン教室用情報系端末機器更新)」を、議題とします。

(質 疑)

櫻井 俊一議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言者なし)

櫻井 俊一議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

櫻井 俊一議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

櫻井 俊一議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

(発言なし)

櫻井 俊一議長 次に、原案に賛成の者の発言を許します。
(発言なし)

櫻井 俊一議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。
(発言者なし)

櫻井 俊一議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

櫻井 俊一議長 これより、採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立 15名)

櫻井 俊一議長 起立全員。
よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第7 町長提出 諮問第4号及び第5号(即決)

櫻井 俊一議長 次に、町長から提出されました案件のうち、諮問第4号及び第5号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、一括して議題とします。
お諮りします。
両件は、人事案件に付き、この際、即決したいと思います。これに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。
よって、以上のとおり決しました。

(採 決)

櫻井 俊一議長 これより、採決します。
お諮りします。
両件は、原案のとおり、福浦港 直宮 和江 氏と、西海風無 大野 堯 氏を、それぞれ人権擁護委員の推薦に付き、これを適任として答申す

ることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、両件は、これを適任として答申することに決しました。

日程第8 常任委員の選出

櫻井 俊一議長 次に、常任委員の選任を行います。

ここで暫時、休憩します。

(午前10時38分 休憩)

(再 開)

(午前11時49分 再開)

(出席議員 16名)

- | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|
| 1番 | 福 | 田 | 晃 | 悦 | |
| 2番 | 稻 | 岡 | 健 | 太 | 郎 |
| 3番 | 南 | 正 | 紀 | | |
| 4番 | 寺 | 井 | 強 | | |
| 5番 | 堂 | 下 | 健 | 一 | |
| 6番 | 南 | 政 | 夫 | | |
| 7番 | 下 | 池 | 外 | 巳 | 造 |
| 8番 | 須 | 磨 | 隆 | 正 | |
| 9番 | 越 | 後 | 敏 | 明 | |
| 10番 | 田 | 中 | 正 | 文 | |
| 11番 | 富 | 澤 | 軒 | 康 | |
| 12番 | 櫻 | 井 | 俊 | 一 | |
| 13番 | 林 | 一 | 夫 | | |
| 14番 | 戸 | 坂 | 忠 | 寸 | 計 |
| 15番 | 久 | 木 | 拓 | 栄 | |
| 16番 | 山 | 本 | 辰 | 栄 | |

櫻井 俊一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

常任委員会の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

ご異議なしと認めます。

よって、常任委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決しました。

日程第9 議会運営員の選出

櫻井 俊一議長 次に、「議会運営委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決しました。

(常任委員会及び議会運営委員会正副委員長の互選)

櫻井 俊一議長 ただ今、選任されました各常任委員会及び議会運営委員会の委員は、委員会条例第9条第1項の規定により、休憩中に、第21会議室で、議会運営委員会及び総務常任委員会を、第22会議室で、教育民生常任委員会及び産業建設常任委員会を、それぞれ順次再開し、正副委員長の互選を行ってください。

暫時、休憩します。

(午前11時51分 休憩)

(再 開)

(午後 0時 9分 再開)

(出席議員 16名)

- 1番 福 田 晃 悦
- 2番 稻 岡 健太郎
- 3番 南 正 紀
- 4番 寺 井 強
- 5番 堂 下 健 一
- 6番 南 政 夫
- 7番 下 池 外巳造
- 8番 須 磨 隆 正
- 9番 越 後 敏 明
- 10番 田 中 正 文
- 11番 富 澤 軒 康
- 12番 櫻 井 俊 一
- 13番 林 一 夫
- 14番 戸 坂 忠寸計
- 15番 久 木 拓 栄
- 16番 山 本 辰 榮

櫻井 俊一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、各常任委員会及び議会運営委員会で正副委員長の互選が行われ、その結果を議長の手元にまいっておりますので、この際、ご報告します。

総務常任委員会委員長 久木 拓栄 君、同副委員長 寺井 強 君。
教育民生常任委員会委員長 田中 正文 君、同副委員長 南 正紀 君。

産業建設常任委員会委員長 南 政夫 君、同副委員長 福田 晃悦 君。

議会運営委員会委員長 下池 外巳造 君、同副委員長 南 政夫 君。
以上のとおり互選された旨、報告します。

(休 会)

櫻井 俊一議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明5日から10日までの6日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、明5日から10日までの6日間は、休会することに決しました。
次回は、6月11日午後10時から会議を開きます。午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午後 0時10分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第11号

入札結果報告について

(平成25年 4月10日 7件)

(平成25年 4月24日 19件)

(平成25年 5月 8日 9件)

2 議長報告第12号

例月出納検査の結果について

(平成25年3月25日、平成25年4月24日、平成25年5月24日実施分)

3 議長報告第13号

議員派遣の決定について

4 議長報告第14号

平成24年度志賀町一般会計、特別会計及び企業会計繰越明許費計算書について